

○財務省告示第二百三十四号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和二年十月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和二年九月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

後 出 品				症 出 品					
輸出統計品目表				輸出統計品目表					
[略]				[同左]					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
[略]				[同左]					
輸入統計品目表				輸入統計品目表					
[略]				[同左]					
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位			
		I	II			I	II		
[略]				[同左]					
22.01	[略]			22.01	[同左]				
22.05				22.05					
22.06				22.06					
2206.00		その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	L	KG		2206.00	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	L	KG
100		－アルコール分が1%未満のもの				100	－アルコール分が1%未満のもの		
	－その他のもの				－その他のもの				
210	－清酒及び濁酒		L	210	－清酒及び濁酒		L		
	－その他のもの				－その他のもの				
221	－発酵酒（清酒を除く。）と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物		L	221	－発酵酒（清酒を除く。）と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物		L		
	－その他のもの				－その他のもの				
	－麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの				－麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの				
223	－所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第7条の規定による改正前の酒税法第23条第2項第3号ロに規定するもの（発泡酒（酒税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第110号）第1条の規定による改正前の酒税法施行令（以下この項において「旧酒税法施行			223	－酒税法第23条第2項第3号ロに規定するもの（発泡酒にスビリッツを加えたもの）		L		

		令』という。)で定めるものに限る。)にスピリッツ(旧酒 税法施行令で定めるものに限る。)を加えたもの)	L				
22.07	224	-----その他のもの	L	22.07	224	-----その他のもの	L
		-----その他のもの				-----その他のもの	
	228	----- <u>所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)第7条の規定による改正前の酒税法第23条第2項第3号イに規定するもの(糖類、ホップ、水及び旧酒税法施行令で定める物品を原料として発酵させたもの)</u>	L	22.09	228	----- <u>酒税法第23条第2項第3号イに規定するもの(糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの)</u>	L
	229	-----その他のもの	L		229	-----その他のもの	L
22.07		[略]		22.07		[同左]	
22.09				22.09			
		[略]				[同左]	